

## 各種スポーツ大会後援・協賛に関する規程

### (目的)

第1条 公益社団法人奈良県柔道整復師会(以下、「本会」という。)が定款第4条第1項第5号の県民の体位向上の啓発指導に資する事業である、青少年の心身の健全な育成を目的に、奈良県内で行われる柔道をはじめとするスポーツ大会への後援・協賛及び名義使用(以下、「後援等」という。)を、円滑に行うため規程を定める。

### (対象)

第2条 奈良県及び県内の自治体並びにこれらに準ずる組織・団体が主催する柔道をはじめとする各種スポーツ大会を対象(以下、「スポーツ大会」という。)とする。

- 2 前項の組織・団体とは、県教育委員会、県体育協会、その他青少年の健全育成に寄与することを目的とした組織・団体であって、本会理事会によってその対象とするかを定めるものとする。

### (内容)

第3条 スポーツ大会の後援等にあたっては、主催者からの申請により必要な人材及び費用を支出する。

- 2 前項の費用については、理事会において定める当該年度の予算の総額の範囲内で支出するものとする。
- 3 前項の規程に限らず、主催者の定めにより主催者が必要な費用を負担する場合については、その費用を受けるものとする。

### (申請)

第4条 後援等の申請は、本会が指定する申請書及びスポーツ大会の大会要項等のスポーツ大会の趣旨を明記された書類を添付して、主催者より本会事務局へ提出するものとする。

- 2 一度本会が後援等を行った、スポーツ大会について、主催者は前項の書類の提出を省略することができる。ただし、スポーツ大会の日程等の必要事項については、本会事務局へ提出を必要とする。
- 3 前2項の申請については、スポーツ大会の前日より起算して1か月前までの日に提出することとする。但し、当該日が本会休館日の場合は、翌開館日までとする。
- 4 前3項の申請に限らず、本会がスポーツ大会の趣旨に賛同したときには、主催者に後援等の申請を行うことがある。

### (承認)

第5条 前条の申請にあたっては、速やかに理事会で決議し主催者へ書面にて通知する。

#### 附則

1. 本規程は、平成29年2月18日開催の理事会(平成28年度第7回理事会)において承認され、平29年4月1日より施行する。
2. 第4条第1項「スポーツ大会の趣旨を明記された書類」と修正。
3. 令和2年4月25日(令和2年度第1回理事会)において、第1条第1項の改定、第3条第3項を追加、第4条第2項を追加及び改定前の第2項を第3項、第3項を第4項とする。